

認可地縁団体の手引き

(※自治会ハンドブックより抜粋)



高砂市連合自治会

令和6年度版

目次（※自治会ハンドブックより抜粋）

認可地縁団体制度

1-1	自治会の法人化	1
1-2	認可地縁団体の性格	1
1-3	法人化のメリット・デメリット	2
1-4	認可の要件	2
1-5	認可申請手続の流れ	3
1-6	認可申請書類	4
1-7	認可後の各種手続	4
1-8	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	6
1-9	認可の取消と解散	7
1-10	認可地縁団体制度の見直し（地方自治法等の改正）	7
1-11	自治会なんでもQ&A	9

認可地縁団体制度

1-1 自治会の法人化

自治会は、「権利能力なき社団」とみなされ、集会施設等の不動産を取得した際に、法人格を有しないため、団体名義では不動産登記ができませんでした。このため、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記している場合が多くありました。

しかし、個人名義の登記は、名義人の交代や死亡があったとき、個人の財産との混同、あるいは債権者による財産の差押え等、様々な問題が生じることになりかねません。

このような不都合を解消するため、平成3年に地方自治法（第260条の2）を改正し、自治会が一定の手続の下に法人格を取得できるようになりました。

地方自治法等に定められた要件を満たし、手続を経て法人格を得た自治会を認可地縁団体といいます。高砂市では、122団体のうち、認可地縁団体は65団体（令和6年4月現在）あります。

※自治会の法人化の手続については、地域振興課（☎443-9006）へお問い合わせください。

※第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になりました。

※不動産登記制度が見直され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、神戸地方方法務局加古川支局（☎079-424-3555）へお問い合わせください。

1-2 認可地縁団体の性格

- ・法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- ・法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。
- ・認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の入会を拒んではいけません。

- ・民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ・地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ・特定政党のために利用してはいけません。

1-3 法人化のメリット・デメリット

【メリット】

- ・自治会名義で不動産登記をすれば、以後、代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。
- ・法人化により、継続した活動基盤が確立されます。
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化が図れます。

【デメリット】

- ・代表者の変更、規約の変更及び団体の解散等を行う場合、地方自治法の規定に基づく各種手続を行う必要があります。

1-4 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事等、一般的な自治会活動のことです。現に活動を行っている」と認めるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

- 2 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

河川・道路等で区域が画されている等、容易に自治会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- 3 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人すべてが入会できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民（自治会等に入会していない人を含む）の過半数です。

4 「規約を定めていること」

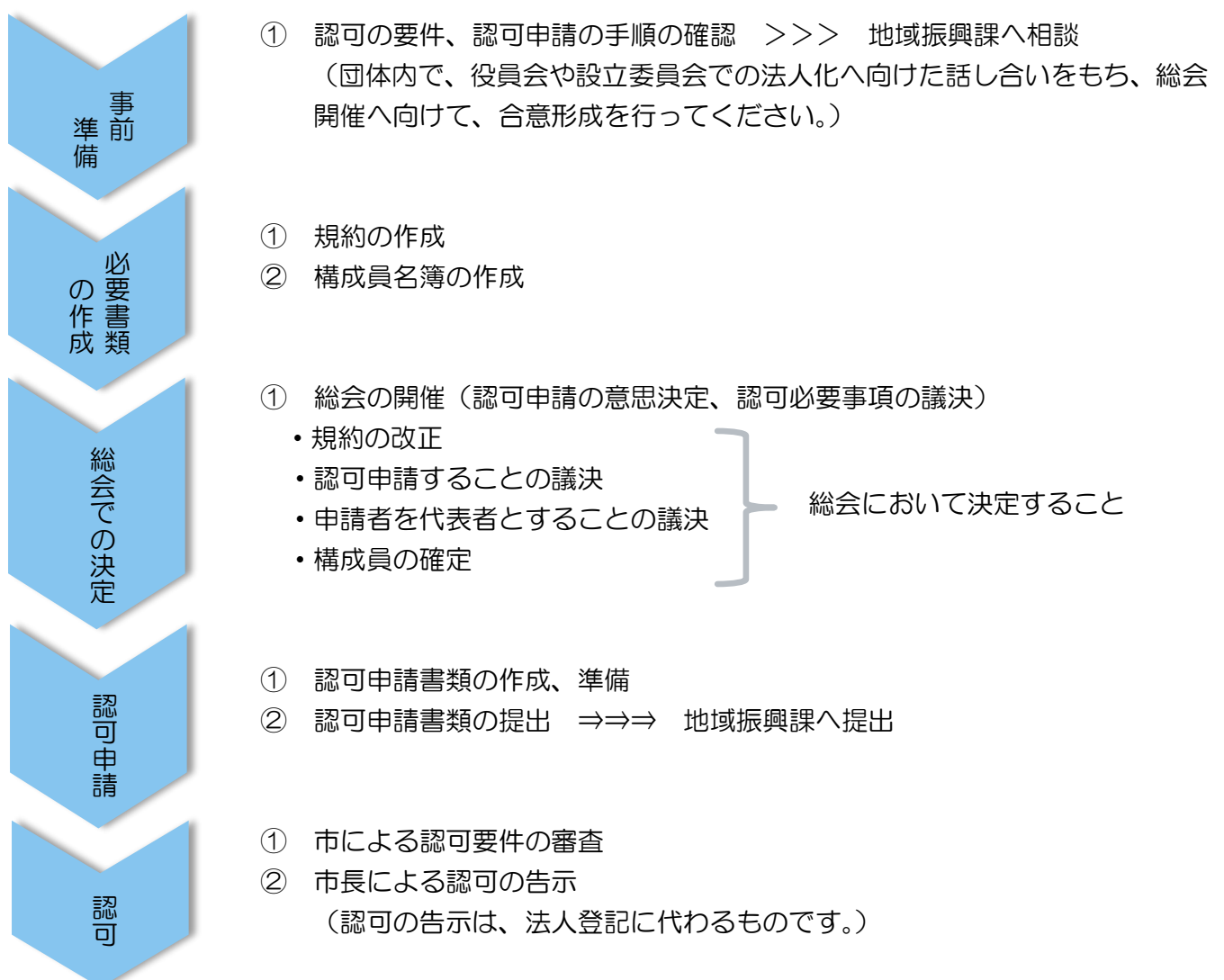
目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

上記8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。法人化後、規約の変更する場合には市に規約変更の申請をしていただくことになります。そのため、自治会費等、変更が予測されるようなものについては、「細則」等で定めることをお勧めします。

1-5 認可申請手続の流れ

まず認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、総会で決議することが必要です。またそれ以外にも、認可を受けるために必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定等）について、総会での決議が必要となります。

認可申請書類一式が整えば、市に提出し、認可要件を満たしているかどうか書類審査を受けます。審査の上、認可要件を満たしていると確認されたときは、市長が認可及び告示して認可手続は完了です。



1-6 認可申請書類

認可申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。

※各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。《ページID：2104》

【提出書類】

- ① 認可申請書
- ② 規約（改正する新規約）
（項目として『目的』『名称』『区域』『主たる事務所の所在地』『構成員の資格に関する事項』『代表者に関する事項』『会議に関する事項』『資産に関する事項』を定めていること。）
- ③ 総会議事録
（総会議事録もしくはその写し。認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるもの。）
- ④ 構成員名簿
（会員個人の氏名・住所を記載したもの：認可申請する地縁による団体に入会している全員の住所、氏名が記載されているもの。名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員全員の個人名（世帯員も含む）であることに留意してください。なお、申請には当該地縁による団体が存する地域住民の相当数（過半数）の構成員が必要です。）
- ⑤ 年度総会資料
（自治会の活動状況を示す書類：事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書の類、総会資料）
- ⑥ 承諾書
（代表者就任にあたっての代表本人の承諾書）
- ⑦ 規約（改正前の規約）

1-7 認可後の各種手続

1 告示事項変更手続

認可を受けた後に告示事項に変更があった場合に変更手続が必要になります。市長の変更の告示がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。告示事項とは、認可地縁団体の以下の9つの事項を指します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し、議案書）

2 規約変更手続

認可を受けた後に規約に変更があった場合に変更手続が必要になります。市長の変更の認可がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

3 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、地域振興課で団体の印鑑登録ができます。登録は1団体につき1個です。

【提出書類】

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者の実印（持参）と印鑑証明書
- ③ 登録しようとする認可地縁団体の印鑑

（登録できない印鑑）

高砂市認可地縁団体印鑑規則第4条第2項

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが、1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

4 印鑑証明書の交付請求

不動産の登記等、法令に基づいて提出を義務づけられている場合等には、「印鑑登録証明書」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

【提出書類】

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ② 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

5 認可地縁団体証明書の交付請求

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、法人県民税の減免申請を行う際等に必要になります。

認可地縁団体証明書の交付の請求については、原則、認可地縁団体の関係者から証明書交付請求書を提出してください。

なお、市長が認可に係る告示を行った日から認可地縁団体証明書を請求できます。

【提出書類】

- ① 証明書交付請求書

※認可後の各種手続1～5の様式は、市ホームページからダウンロードできます。《ページID：2104》

6 その他の手続

・不動産登記等の手続

現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます（自治会は、測量費・登記費用等が必要となります）。不動産登記手続の詳細は法務局（※神戸地方法務局加古川支局 ☎079-424-3555）にお問い合わせください。

・財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

・構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更がある度に修正してください。

・総会開催の義務

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催しなければなりません。

1-8 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

平成27年4月の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が所有する不動産について、過去に自治会の役員や会員等の名義で登記したもので現在名義人、その相続人等の所在が不明で所有権の保存、移転登記ができないものは、地縁団体から市へ『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』で申請し、市が3ヵ月以上の期間で公告を行い、不動産の登記関係者から異議の申し出が無い場合、認可地縁団体の名義で所有権の保存、移転登記の申請が可能になりました。

○公告を行うには、次の①から④までの要件に全て該当することが必要です。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

○公告の申請に必要なもの

- ・ 『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』
- ・ 上記①から④の要件に該当することが判る疎明資料
- ・ 所有権移転登記をしようとしている不動産の登記事項証明書
- ・ 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ・ 申請者が認可地縁団体の代表者であることを証する書類（会長であることの承諾書等）
- ・ 所在の判る当該不動産所有者又は登記名義人、関係者の所有権移転についての承諾書等

○不動産の登記関係者で公告結果に異議がある場合は、次の申出書と必要書類を市へ提出していただきます。

- ・ 『申請不動産の登記移転等に係る異議申出書』
- ・ 公告した不動産の登録事項証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

1-9 認可の取消と解散

認可を受けた地縁団体が、認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、法第 260 条の 20 によりその認可を取り消すことができます。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと

認可を受けた地縁団体の解散及び清算や破産については、地方自治法第 260 条の 21～33（22 を除く）に規定されています。遅滞なくその旨を届け出てください。

1-10 認可地縁団体制度の見直し（地方自治法等の改正）

1 表決権の行使の電子化（令和 3 年 9 月 1 日施行）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。電磁的方法に該当し得るものとして、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報を磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

電磁的方法により会員の表決を認めるには、団体内において規約の改正又は総会の決議が必要となります。

2 認可要件の見直し（令和 3 年 11 月 26 日施行）

これまでの認可地縁団体制度の目的は、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることでしたが、法改正により、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能になりました。

3 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和 4 年 8 月 20 日施行）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回となりました。

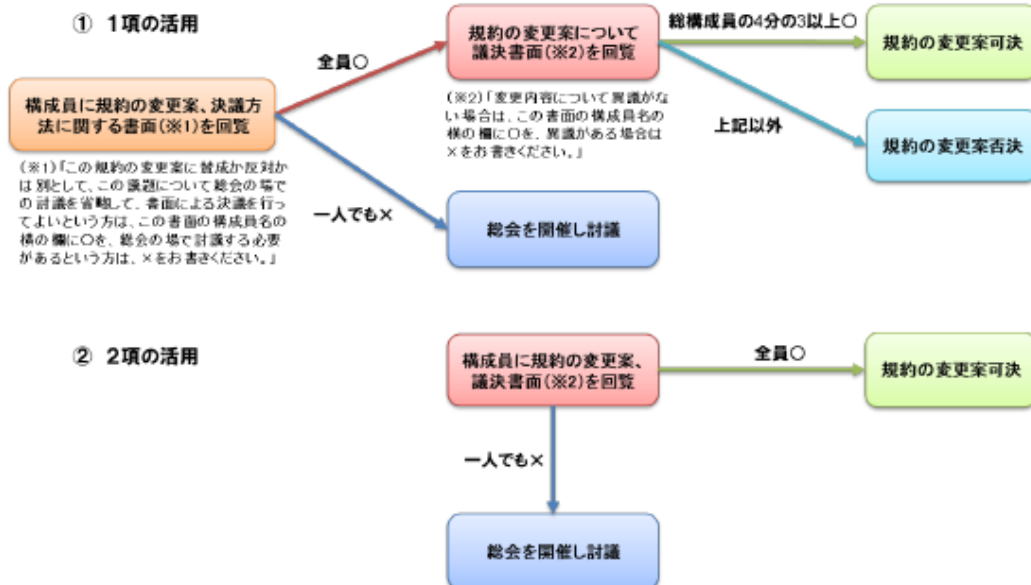
4 認可地縁団体の総会における書面又は電磁的方法による議決（令和 4 年 8 月 20 日施行）

認可地縁団体において総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。（法第 260 条の 19 の 2 第 1 項と同条第 2 項）（次頁参照）

【参考】令和4年6月24日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡

「(別紙) 認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答」(抜粋)

○ 認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合
(1項・2項ともに書面による決議を行う場合)



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合(1項・2項ともに書面による決議を行う場合)、

① 1項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。
- (3) (2) (a) の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要な決議要件(○が総構成員の4分の3以上)を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

② 2項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることはなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

5 認可地縁団体同士の合併に関する規定の新設（令和5年4月1日施行）

昨今の人口減少・少子高齢化により、認可地縁団体における構成員の減少や役員の担い手不足が深刻化し、認可地縁団体の合併のニーズが高まったことから、市内の認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設されました。

6 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定の新設（令和5年4月1日施行）

土地改良区（土地改良事業の実施を目的として設立された農家の方々の団体）が認可地縁団体へ組織変更するための規定が新設されました。

1-11 自治会なんでも Q&A

【認可地縁団体について】

Q1：認可地縁団体の申請にはどれくらいの時間が必要ですか。

A1：認可申請することについて、自治会の中でよく話し合って合意形成することが必要です。申請にあたっては、新たな規約及び構成員名簿の作成、総会の議決等が必要であり、準備に時間を要します。申請までにかかる時間は自治会により様々ですが、おおむね1年弱を要していることが多いようです。

Q2：認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A2：市は、自治会が認可に必要な要件を満たしているかどうかを確認するととどまるものであり、市の下部組織とみなすようなことはありません。

Q3：構成員名簿は、世帯主だけでなく世帯員全員を記載する必要がありますか。

A3：地縁による団体の構成員は、世帯単位ではなく個人単位となるため、区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別を問わず、すべての人が構成員となることができます。

なお、区域に住所を有するすべての個人を構成員としなくても、その相当数（過半数）の者が構成員となっていることが必要です。

Q4：子どもも入会しなくてはいけないのですか？また、子どもの意思決定はどのように確認するのですか。

A4：入会はいくまで本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その区域に住所を有する個人の過半数以上が構成員となっていることが認可の要件となりますので注意が必要です。

未成年者の表決権の行使は、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q5：地縁による団体は、「世帯単位ではなく個人単位を構成員とする」とありますが、世帯単位で表決権を有することができますか。

A5：世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実体的にも地域社会で認められ、世帯単位での表決権を与えることが合理的であると認められる事項に限り、表決権を世帯単位とすることは可能です。その場合は、規約に「会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。」としておくことが考えられます。

Q6：構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届出は必要ですか。

A6：市へ構成員名簿を提出していただくのは、認可申請時のみです。構成員の変更時に届出の必要はありません。

構成員名簿は、常に事務所に備え置いてください。構成員名簿に変更があった場合には、修正する必要があります。

Q7：不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

A7：過去には、現に不動産を保有している、又は、認可後に不動産等を確実に保有すると認められる場合に限り、認可の対象となっていました。

しかし、第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になりました。

Q8：認可後の自治会費はどうなりますか。

A8：認可地縁団体となった後も、従来通り世帯単位で徴収することはできます。会費の徴収は、規約や細則で定めておくことが望ましいです。

Q9：認可地縁団体の印鑑証明書及び認可地縁団体証明書は何に使いますか。

A9：印鑑証明書は、不動産の登記等で認可地縁団体の印鑑を公に立証するために必要です。

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、銀行での口座開設を行う際等に必要です。

Q10：認可地縁団体となると、法人税の課税対象となるのですか。

A10：認可地縁団体に係る課税については、認可の前後で変わることはありません。詳しくは、各税のお問合せ先にご相談ください。



高砂市連合自治会事務局（高砂市市民部市民窓口室地域振興課内）

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
（高砂市役所本庁舎2階12番窓口）

TEL 079-443-9006

FAX 079-443-0009